

平成21年7月15日発行

月刊 田中けん

第4期 vol.04 (通巻36号)



区議会「一人の会」無所属

田中けんは、タバコ1箱1,000円を支持します。

info@t-ken.jp

R100

古紙配合率100%の再生紙を使用しています

お名前、ご住所、電話番号をご記入の上、「月刊田中けん」への感想文を送ってください。原則、実名によりご紹介しますが、希望者のみ匿名の扱いにします。ただし、誌面の都合上、短文化したり、掲載できない場合がありますので、その点はご了承ください。多数のご意見をお待ちしています。

弁護士の無料相談を受付中

詳しくは、03-3248-0888 (平日:9時~16時) まで

「月刊 田中けん」を再開します

長らくご無沙汰しておりました。編集者の交代など、こちらの都合により、紙を使った活動報告が大幅に遅れてしまいました。

しかし、その間、ホームページの充実を図り、今流行のブログ的な日記を、ほぼ毎日更新しています。

紙ベースでの活動報告は、今まで通りですが、ホームページをご覧いただければ、よりきめ細かく、私の主張が載っていますので、より多く、より深く、区民の皆様と問題意識を共有できるかと思えます。

私のホームページ：<http://www.t-ken.jp>

日記：<http://www.t-ken.jp/diary>

皆様の声も、随時ホームページで公開していますので、気軽に、ご意見等の投稿をお願いします。



平成21年2月25日

区議会 一般質問

一人の会 田中けん

通告に従い質問します。

江戸川区議会は、これまで社会的な弱者や少数者である人たちのことを取り上げ話題としてきました。これはとりもなおさず、政治が弱者のためにあるべきものという役割を担っているからにほかなりません。具体的に言えば、女性、お年寄り、子ども、身体障害者、病人、被災者、低所得者、外国人などが対象者となります。

現代の弱者とは、それが共通認識になっている時点で、地位は一步改善されます。しかし、弱者としての共通認識がされず、話題にさえもならない人たちには、人々の思いが及ばないがゆえに、真の弱者となるのです。

今回、私が真の弱者として取り上げようとする被疑者、つまり警察などの捜査機関から嫌疑を受けた者が議会で議題になったことはありませんでした。とりわけ逮捕、勾留され、身体拘束を受けている被疑者の待遇については、これが人権問題であるという意識がこの日本では希薄でした。これまで

の区議会が扱ってこなかった話題だからこそ、今回この問題を取り上げる意義があると、私は確信しております。

逮捕された人間が、その後どうなるのか、いま一度確認してみましょう。通常逮捕されると、警察で48時間、検察で24時間、最大72時間の身体を拘束されます。その後、勾留請求がされて、裁判所が認めれば、さらに10日間、延長されれば20日間の勾留がされます。このような決めがあるにせよ、一口に言って、被疑者が一度逮捕されたら、ほぼ23日間は勾留されるのです。

再逮捕されれば、さらに20日間、再々逮捕されれば、さらに40日間の勾留が待っています。仮に再逮捕されなかったとしても、起訴された後の保釈が認められず、起訴後の勾留を受けることがあります。そうなれば、裁判の進行いかんによっては、どこまで勾留され続けるかはわかりません。それは凶悪犯罪であろうが、罰金で済む軽犯罪であろうが、変わりはないのです。

つまり、一度逮捕されると、裁判の結果を待たずに、被疑者は事実上の懲役刑を受けます。その後、弁護士とは接見できても、職場の人や家族でさえも接見ができないことがあり、被疑者は精神的に追い詰められます。特に、憲法でも保障された黙秘権を行使して、自白を拒否した場合など、それに対する報復、嫌がらせとして、接見禁止と長期勾留は、今でも日常的に行われています。

一度逮捕されてしまうと、このようなルールに乗って被疑者は扱われます。警察や検察の心証がよければ、早く勾留を解かれる場合もありますが、そのためには、警察が見つけた筋書きどおりの罪を認めなければなりません。このことが冤罪を生む温床とも言われています。

最近でも、富山連続婦女暴行冤罪事件や鹿児島志布志事件などは、まだ記憶に新しいところです。

日本国憲法第36条において、公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁じていますが、日本のように被疑者に対して長期勾留を認めている制度では、身体を傷つけずとも、精神だけを傷つけるような拷問が日常茶飯事に行われているのです。

日本の警察は、科学的捜査を建前としつつも、まだまだ被疑者本人からの自白を最大の証拠として求めています。その要求を前に、精神的、肉体的、経済的に弱い人から順に屈していくのです。これは警察のみならず裁判所が自白を証拠として採用するからこそ引き起こされる現象で、自白の過程で事実の認定がねじ曲げられてしまうことに気がつかないのです。

自らが品行方正と疑わず、たとえ自分自身が逮捕勾留されるかもしれないという想像力が持てない人であっても、今年、2009年7月から実施される裁判員制度にあっては、御自身が裁く側に立ち、被告人たちと対面する可能性までは否定しないでしょう。そのとき、警察によってつくられた調書を証拠として採用するか、採用しないかは重要な問題です。裁判で証拠として採用するからこそ、警察が被疑者に自白を強要するのです。

警察の取り調べの問題とは、現在の裁判の問題そのものでもあるのです。

日本国憲法第38条は、被疑者、被告人に対して、黙秘権を認めています。ですから、そもそも自白をもとにつくられた調書がなくても、裁判はできます。それにもかかわらず、これまでどおりの調書を重視する裁判では、被疑者、被告人を有罪と主張する警察、検察の意向がより強く判決に反映されてしまう実態は変わらないでしょう。

警察調書の取り扱いに気をつけ、同時に職業裁判官だけでなく、国民が裁判に参加する意味を考え、裁判員に選ばれた人は、人を裁かなければならないのです。人の一生を左右する決断を迫られるわけですから、とても大変なことです。

最近の犯罪捜査の傾向としては、微罪逮捕と長期勾留があります。微罪逮捕は、アメリカで考案されたブローケン・ウィンドウ理論により、さらに頻繁に行われるようになりました。ブローケン・ウィンドウ理論とは、まず日常的に軽微な犯罪が発生しているピラミッドの頂点に凶悪犯罪があると考えます。凶悪犯罪をなくそうと思えば、それを直接的に取り締まるの

ではなく、まず軽微な犯罪を取り締まることで、間接的に凶悪犯罪を予防しようとする理論です。これは一定の成功をおさめ、ニューヨークでは1994年ジュリアーニ市長が誕生すると、ニューヨークの治安を回復させました。

日本においても、2001年に札幌中央署がこの考え方を交通取り締まりにおいて採用し、犯罪の減少を実現させました。

警察庁は、平成14年度版警察白書の中で「犯罪に強い社会を構築するためには、これまで取り締まりの対象外であった秩序違反行為を規制することにより、犯罪の増勢に歯どめをかけることも重要な対策の一つであると認められる」と述べ、ブローケン・ウィンドウ理論の微罪逮捕を肯定しています。

しかし、この理論には、同時に批判があることも、我々は知らなければなりません。

ここでジョークを。この世の中から交通事故をなくすためには、この世の中から自動車をなくしてしまえばいい。これと同様に、この世の中から犯罪をなくすためには、この世の中から人間をなくしてしまえばいい。

このジョークを実際に行ったのが微罪逮捕であり、それを正当化させたのがブローケン・ウィンドウ理論だったのです。

事実、治安がよくなったニューヨークでは、当時16歳から24歳までの男性を犯罪者予備軍として位置づけ、多くの対象者を逮捕勾留しました。1997年のアメリカのデータでは、550万人が犯罪者とされました。

このように社会から人間をなくして保たれる治安に、どれほどの意味があるのでしょうか。治安が重要であることに異議はありませんが、治安よければすべてよしとして、それだけを妄信するようでは、社会全体のバランスを欠くことにもなるのです。

もし犯罪が全くなくなった社会が実現できたとしても、そのときあなた自身も牢屋の中でつながれているのです。その状態を想像してみてください。

トム・クルーズが主演したマイノリティ・レポートというという映画を見た人ならば、治安維持を過度に目的とした社会が、どれだけ恐ろしい社会なのかは、きっと理解できるはずです。SF映画からも、私たちは想像力を働かせて、どのような社会をつくってはいけないのかを学ばなければなりません。

事実、この日本にあって、留置場、刑務所は、人、人、人でいっぱいです。これは微罪逮捕と長期勾留と厳罰主義による懲役刑が長くなったことが原因ではないかと考えられます。

また、この現象は、これまで少数民族や文化的少数派を迫害してきた中産階級が、数々の法律や社会的風潮により、彼らを差別、迫害できなくなった代替として、中産階級自らのストレスを解消するために、犯罪者に厳罰化を望む世論が形成されていることにも後押しされています。

治安維持に関する問題は複雑で、安易に厳罰主義へと走ったり、留置場や刑務所を増やしたりして解決できる問題ではないと認識すべきなのです。

さて、逮捕勾留する被疑者の視点から問題を広げて考えてきました一連の現象ですが、これに関係する話題を区長に対する質問とします。一人会派の質問ではありますが、区長答弁には時間制限もありませんので、長い時間を使って、

丁寧に回答していただけることを期待しております。

- 1、私は社会的弱者として逮捕勾留された被疑者を位置づけましたが、区長は逮捕勾留されるような方々を、どのようなまなざしで認識されますか。
- 2、推定無罪という刑事法の基本原則があります。しかし、日本では推定有罪という変な社会常識があり、逮捕されただけで不利益を受けることがあります。具体的には職をやめさせられたりするのです。推定無罪についての区長の見解をお聞かせください。
- 3、国連人権理事会本会議は、日本の留置場を使った代用監獄としての長期勾留を人権侵害として指摘し、改善を求めています。逮捕から23日間という長期勾留は、世界に類を見ない人権侵害なのですが、区長はこのことについて、どのように思われますか。
- 4、世の中には、経済的理由から犯罪に走る人たちがいます。いろいろな意味で、人間を追い詰めると、自殺をしたり、罪を犯したりする危険性が増します。それを避ける意味でも、福祉が果たす社会的な役割は少なくないはずで、人を追い詰めることなく、最低限の生活を保証する福祉制度の必要性について、区長の見解を教えてください。
- 5、年間約60万件ある刑事犯の検挙数のうち、殺人、強盗、放火、強姦という凶悪犯罪は約6,000件です。逮捕された約1%だけが凶悪犯罪者であって、身体拘束を受けているほとんどの人たちは、それ以外の比較的軽微な罪を犯した人たちだと言えます。刑務所は受刑者を拒否できません。治安の最後の砦と言われ、または究極の福祉施設と言われる刑務所の収容率が116%にもなっています。この現実に対して、区長なりの御見解をお聞かせください。
- 6、人権侵害を受けている被疑者を社会的弱者と位置づければ、現状における行政の対応は不十分です。経済的理由により犯罪に走った場合など、特にそうですが、逮捕勾留された人の中には、お金を持たないがゆえに弁護士との接見が十分にできません。これを人権問題として考えるならば、すべての被疑者に対して、彼らの味方となってくれる弁護士とは緊密に会えるよう、制度を変えなければなりません。国が動かない以上、まずはささやかながらでも自治体でもできることから、その任を担うことはいかがでしょうか。
- 7、実際に、逮捕勾留された人たちと会ってみると、彼らに必要なのは、留置場や刑務所ではありません。具体的に必要なのは、職場であり、食料であり、寝起きができる住居なのです。中には、認知症であるがために、自分の正当性を伝えられず不当逮捕されてしまう人もいます。広い意味で、彼らは労働市場からあぶれてしまった本当の福祉を必要としている人たちなのです。まずは、そのような個別案件を、自治体の責任として、より詳しく実態把握することが必要でしょう。そのためにも弁護士による接見制度の導入が必要かと思いますがいかがでしょうか。
- 8、今年2009年7月から裁判員制度が実施されます。自治体の長はその任から免除されることが法律に明記されていますが、一般職員、非常勤職員及びアルバイトに関してはいかがでしょうか。区職員らが裁判員として選ばれ

た場合、区としてはどのように対応するのか教えてください。また、その場合、過度に職場を重視する姿勢が、有形無形の圧力となり、選ばれた本人が裁判員を辞退するかもしれません。そうならないよう、気軽に裁判員制度に参加するためには、上司の理解や職場環境などを意識的に向上させる必要があると思いますが、本区の場合はいかがでしょうか。

今年になって、私は岐阜県にある杉原千畝記念館を訪れました。6,000人ものユダヤ人の命を救ったと言われる杉原千畝に学べば、時には職務命令に反してでも行う人道的行為が後世において高く評価されるのです。人権の問題とは、これほどまでに重いものであるとの御認識の上、お答えください。

さて、次の質問に移ります。

神奈川県では、全国初となる禁煙条例案を議会に提案いたしました。私自身、今年の1月18日に、神奈川県民ホールまで出かけて、この問題の県民タウンミーティングに出席しました。そこで松沢知事は、この神奈川から日本を変えていこうという意気込みを語り、その声を私はじかに聞きました。

翻って、この江戸川区は、たばこ問題においては、条例さえもないおくれた自治体です。日増しにたばこを制限しようとする国際社会が構築される中であって、その取り組みが遅い日本の、さらにおくれた江戸川区の首長として、何か思うことがあればお話しください。

最後の質問です。

今年、2009年1月22日に、大津地裁において、被告である滋賀県に対し、労働、収用、選挙管理の三委員会にて、月2回出勤していない行政委員に月額報酬を支払うのは違法であるとの判決が出ました。これは地方自治法第203条の2の2項の「職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りではない」のただし書きではなく、本文を尊重した画期的な判決でした。折しも、昨年、第4回定例会にて、同僚の上田議員が公共システム調達専門委員の田辺達昭氏に関して、勤務実態と報酬額がかけ離れている質問をした直後のことです。

そこで区長にお尋ねします。

- 1、このような非常勤待遇の専門委員は何人おり、職種は何で、それぞれ幾ら支払っていますか。
- 2、専門委員の月額報酬を、上限の38万円ではなく35万円とした根拠は何ですか。
- 3、違法性があるとの認識はありますか。
- 4、4月以降の支払いを留保される考えはありますか。少なくとも月額制から実態に即した日額制へ改めるべきかと存じますが、いかがでしょうか。
- 5、滋賀県同様、住民訴訟が提起された場合の反論材料はありますか。
- 6、区民に対する区長の責任のとり方はいかがでしょう。

以上、第一質問を終わります。(拍手)

区長

お答えしてまいります。

この被疑者の人権ということについての問題であります。私はその種の仕事にかかわったことがもちろんありません。それから、いろいろな場面を直接見たこともありません。想像はできます。映画でありますとか、ドラマでありますとか、そういうことによって、その場面を設定して、いろいろ放映している、それは見たことがありますので、今、議員がおっしゃったような被疑者の人権が無視されているというようなこともあり得ることだということは、想像できます。ですから、今、いろいろ私に何項目も問われましたけれども、ほとんどのことについて、私がそのことについての私自身の見解を申し上げることができません。できるとすれば、被疑者の人権は、これは守られるべきだと思いますし、いかなる場面でも人権は守ることが前提になれば、すべての制度は壊れると、そういうことになるというふうに思っております。

ですから、もし現実に、そのようなことがあるとすれば、それは正していただかなければならないと、そういう問題だというふうに思います。

それから、この裁判員制度が始まります。これに職員が該当した場合どうするかということですが、当然、これは参加する、させると、そういうことになります。そのように考えております。

その人権の例として、杉原千畝さんのお話がありました。私も伝記で読みましたし、またドラマも見ておりますけれども、人権は確かに守るために、その権力に屈してはならないという、その一つの話だと思いますが、当然そういうことであらねばならないというふうに思います。大変勇気のいることだと思っておりますが、そういうことだと思っております。

受動喫煙防止条例ないしはポイ捨て条例、このたばこに関する条例は、さまざまな条例がありますけれども、いまだに江戸川区は定めておりません。私の考え方と申しましょうか、私自身の考え方と言っては申しわけないのですが、江戸川区の、一つのこのことに対する考え方として、喫煙というものは、長い日本、あるいは外国でもそうでありましたけれども、一つの生活文化として持ち続けられてきたものでありまして、現在も残っているわけでありまして、嗜好品ということではあっても、それをつまみ愛用しておられる方々がたくさんおられるという中で、相当程度、承認されてきたという歴史があるわけでありまして、

しかし、今日、そのことが健康被害ということの中で、さまざまに問題提起がございまして、それをやめていこうという方向で、世の中が動いているということも確かであります。強制的に全部やめることができるかどうか、あるいは分煙を認めていくとか、その条件をつくとか、環境をつくとか、いろいろな手だてがあると思っておりますけれども、すべてを何か一つの権限でやめてしまうというわけにはいきませんので、これは段階的にその文化をどう考えるかという世間の納得の中で進めていかなければいけない問題だというふうに思っております。

そういうものであるがゆえに、条例を定めて云々ということは、これはなかなか難しい問題だというふうに私は考えております。

それから、そのポイ捨て条例というようなものは、これは本当のところ、これはマナーの問題でありまして、マナーを条例で定めるということが本当にいいことなのかどうかということ、これは私非常に問題だというふうに思っております。ポイ捨て条例はつくらないということを宣言している自治体の長も結構おられます。それは、やはりマナーの問題と条例で云々とは別の問題でしょうということが、やっぱり考え方の根底にあると思っておりますが、私もその考え方のほうにくみしたいというふうに思っております。

それから専門員のこと、田辺氏を専門員として委嘱したということについての問題であります。今、この学校建てかえを前提として、契約のあり方を探求しておりますが、これは郷原先生という、コンプライアンスの日本的な権威者を中心にいたしまして、研究をお願いしているわけでありまして、先生方の研究だけでは、つまりこの発想とか、素材とか、そういうものを広げることができない。区の職員がもちろん契約にかかわってきましたから、区の職員から、いろいろな話を提供することもいいのでありますが、やはり江戸川区の民間の関係者からも、お話を聞きながら、その構築をしたいと。こうすることで、私どもが何人かの職員でない、それからその専門的ないろいろ見識を持っている人を探して、そしてお願いしているわけでありまして、私は田辺氏のそのことに対する見識といえましょうか、議会活動の長い経歴の中で、かなり契約問題については、深い造詣を持っておられました。そういうことでありますから、この業界のことであるとか、あるいは区の契約に望む考え方であるとか、そういうものを歴史的によく知っておられる方でありまして、

その方に専門員としての立場を持っていただいて、そしてその共同研究に参画していただくと、そういうことでお願いしたわけでありまして、したがって、判例のことがありましたけれども、非常勤だから、勤務時間に照らして報酬を支払うべきでしょうという考え方も、それはそういう場面もあるかと思っておりますが、この専門員については、持っている能力を、つまりこういうある場面で提供していただくと、それからまた、その議論に参画していただくと、そういうことでありますから、極めて不定形なものであって、その能力をいただくと、こうすることでありますから、時間に換算できるものではないというふうに考えております。

ですから、どなたでもある程度できるというお仕事を、時間でお願いますというあり方もあると思っておりますが、こういう能力をお持ちだから、その能力に対して提供していただく範囲での報酬を、ある額で差し上げますということはある程度いいと、そういうふうに思っているわけでございます。

そこで、今おっしゃったような35万円ということをお願いしているわけでありまして、ですから、それは私は違法性はないと思っておりますし、日額制でなくてもいいと思っておりますし、それから住民訴訟があったら、それに耐えられるかということでありまして、それは私自身としては耐えられるということ、自分の気持ちの中では思っております。

ですから、特に、私としては問題意識はないと、いい人材を得ることができたと、こういうふうに思っておりますが、先般、これは費用弁償も何もありませんから、とにかく35万円、それだけの問題でありまして、一回出てこれたら幾ら費用弁償を差し上げると、そういうようなこともないので、その額をどう決めたかということは、これは計算ずくで決められないものでありますけれども、いろいろな委員の皆様方の、委員といいますが、役割を負っていただいている方々のいろいろ相場を勘案して、決めさせていただいたと、こうすることであります。

先般、中間報告書を各会派の皆さんにお配りして、私どものある願望に対して、どういう論理構成でいくと、そうしたら江戸川区が願っている地域活性化に結びつけたある種の状況を実現できるかという提案をいただきました。最終答申を間もなくいただきますけれども、つまり、公正公平なコンプライアンスをきちんと守ながら、適正な契約ができ、それが、しかも結果として、区内産業に役立つであろうという、そういうことなのであります。そういう答申の作成過程でも、大変いろいろな頭脳を提供してもらっているわけでありまして、それだけの私は役割を果たしていただいているというふうに理解しております。

以上であります。

お知らせ

高速道路料金1000円記念企画

私の主張は高速道路の無料化ですが、
ここは素直に高速道路料金が大きいに値下がりがりした恩恵を国民の一人として共に享受しましょう。
ということで、後援会企画として、長距離日帰りドライブツアーを実施します。

それほど大型な後援会企画ではないので、興味関心がある方は、個別にご連絡をください。

☎03-3248-0888 E-mail:info@t-ken.jp

お名前、ご住所、お電話番号などをお忘れ無く。ご応募、お待ちしております。

高速道路の無料化

禁煙の徹底

人口過密の解消



江戸川区
議会議員

田中けん

自宅事務所

〒132-0021

☎

E-mail

江戸川区中央4-25-14

03-3248-0888(平日:9時~16時)

info@t-ken.jp

プロフィール

- 1966年 江戸川区生/松江三中卒 墨田川高校卒 千葉大学教育学部卒
- 1995年4月 江戸川区議会議員選挙 (2789票・41位)当選
 - 1999年4月 同選挙 (4282票・16位)当選
 - 2001年6月 東京都議会議員選挙 (12394票・8位)落選
 - 2003年4月 江戸川区議会議員選挙 (4103票・15位)当選
 - 2007年4月 同選挙 (3883票・25位)当選

江戸川トライアスロン連合会長、ホームヘルパー2級、スペイン語を勉強中

www.t-ken.jp